

令和3年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

令和3年5月10日

午前9時35分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係長	吉川 也子
--------	-------	----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	面 卷 昭 男
税務課長	福田 善行	住民生活部長	加藤 惠三
住民生活部次長	北 典子	福祉課長	中原 潤
環境対策課長	東浦 寿也	都市建設部長	上田 俊雄
会計管理者	黒崎 益範	教育次長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第19号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)に

ついて

- 日 程 4. 承認第 5号 町長専決処分について承認を求めることについて
(斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日 程 5. 承認第 6号 町長専決処分について承認を求めることについて
(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)
- 日 程 6. 承認第 7号 町長専決処分について承認を求めることについて
(斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について)
- 日 程 7. 承認第 8号 町長専決処分について承認を求めることについて
(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第16号)について)
- 日 程 8. 承認第 9号 町長専決処分について承認を求めることについて
(令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)
- 日 程 9. 報告第 6号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)
- 日 程10. 報告第 7号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 日 程11. 報告第 8号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)
- 日 程12. 常任委員会委員の選任について
- 日 程13. 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程14. 議長報告について
(1) 常任委員会正副委員長互選結果について
(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
- 追加日程 1. 議長辞職許可について
- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について
- 追加日程 4. 副議長選挙について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時35分 開会)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和3年第2回斑鳩町議会臨時会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和3年第2回斑鳩町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

平素は町政諸般に渡り、格別のご支援とご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会は令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてなど、9議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして原案どおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

令和3年度もすでに1か月余りが過ぎました。本年度は『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』をまちづくりのテーマに掲げた第5次斑鳩町総合計画のスタートの年であり、この新総合計画に掲げる事業を確実に推進するため、4月1日付けで機構改革及び職員の人事異動を行い、新たな体制の中で職員ともども一丸となって、創意工夫をこらしながら、諸事業の早期実施に積極的に取り組んでいるところでありますので、議員皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（坂口徹君） ただいまから、議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。

本臨時会の会議録署名議員には、1番、溝部議員、2番、齋藤議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

次に、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程3. 議案第19号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてから、日程11. 報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)まで、以上9議案を一括上程します。

町長から、本臨時会に付議されました9議案について、総括提案説明を求めます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いをいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本臨時会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申しあげます。

○議長(坂口徹君) これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程3. 議案第19号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) おはようございます。それでは、議案第19号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第19号

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、自治総合センターコミュニティ助成金について、三町自治会から申請のあった、コミュニティ活動備品の整備が一般コミュニティ助成事業として採択されたことから250万円の増額と、当初予算に計上している、防火帽及びしころの購入に加えて、排水ポンプの整備が、地域防災組織育成助成事業として採択されたことから100万円の増額、あわせて350万円の増額補正をお願いするものです。

6ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正です。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、歳入で申しあげた、三町自治会に対する自治総合センターコミュニティ助成金250万円の増額をお願いするものです。次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、歳入で申しあげた、排水ポンプの購入費用として、第17節 備品購入費で84万7万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金では、令和3年度の消防操法大会の出場について、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止となる可能性もあるなかで、練習等を行うことについて選手のモチベーションを保つことが困難であること等の理由から、消防団において本年度の出場について不参加とされたため450万円の減額をお願いするものです。最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源465万3千円を留保するものです。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,556,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

以上で、議案第19号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第19号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第19号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、満場一致で可決されました。

次に、日程4. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第 5 号

町長専決処分について承認を求めることについて
(斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 3 年 5 月 10 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 8 号

専決処分書

斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

斑鳩町長 中西 和 夫

本条例は、令和 3 年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 3 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、令和 3 年 4 月 1 日から施行される内容等に関し、本条例についてすみやかに整備する必要があったことから、令和 3 年 3 月 31 日付けで、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いまして、ご説明いたします。

はじめに、1. 主な改正内容です。(1) 個人町民税に関する改正です。①住宅ローン控除の特例の延長等として、控除期間を 13 年間とする住宅ローン控除の特例の入居期間を令和 4 年 12 月 31 日まで 1 年延長するとともに、小規模世帯へ支援を拡大する観点から、合計所得 1 千万円以下の者については、床面積を 40 m²から 50 m²の住宅を対象に加えます。この改正による町税への影響額は年 620 万円程度の減収を見込んでおります。なお、この措置による減収につきましては、全額国費で補てんされることとなっています。

続きまして、(2) 固定資産税に関する改正です。はじめに、①浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例の創設として、浸水被害防止・軽

減のため、特定都市河川浸水被害対策法等に規定する認定事業者が、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に設置した雨水貯留浸透施設の固定資産税について、固定資産税の課税標準を3分の1とします。なお、この認定を受けて民間事業者が設置する雨水貯水槽や透水性舗装等が対象となりますが、現在のところ対象となる地区や施設はございません。

次に、②土地に係る負担調整措置の継続等として、現行の負担調整措置について、令和5年度まで3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じます。この税額の据置き措置による町税への影響額は、当初課税ベースで、固定資産税で550万円、都市計画税で60万円、合計610万円程度の減収となります。裏面にお移りいただきまして、③据置年度における価格の下落修正の特例措置の継続として、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続し、令和4年度及び令和5年度について適用します。

続きまして、(3)軽自動車税に関する改正です。はじめに、①環境性能割の臨時的軽減の延長として、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。この改正による町税への影響額は80万円程度を見込んでいます。なお、この延長措置に係る減収については、全額国費で補てんされることとなっています。

次に、②種別割グリーン化特例(軽課)の見直しとして、軽自動車に係るグリーン化特例(軽課)について、重点化等を行った上で2年間延長し、令和3年度及び令和4年度の初回車検車両に適用します。なお、今回の重点化後に対象となる電気自動車等の車両については、令和2年度末時点で斑鳩町における登録車両はございません。

次に、(4)審査申出書等の書面への押印の廃止として、納税者等への負担軽減を図るため、審査申出書等への押印を不要とします。

次に、(5)その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

最後に、2. 施行期日です。本条例は、令和3年4月1日から施行します。

ただし、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定審査税の課税標準の特例の規定については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。以上が、改正内容でございます。

なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。
12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回の条例改正について、中身について特に問題があるというものではないんですが、確認させていただきたいと思います。

固定資産税のところ、雨水貯留浸透施設の項目があがってますけれども、これまで町が例えば、タンクの部分であったりとか、あと、国がやっているような大和川流域につくっている施設なんか、行政、国などがやってくるものが多かったんですが、今回新たに業者が設置をするということで、ちょっとイメージとしてどういうものになるのかよくわからないので、その辺のところを説明いただけますか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今回における、税制の改正につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、これまでは行政が指導して進めてきたわけですが、これからにつきましては、民間事業者も、こういったものについて積極的に進めていただきたいというふうな形で、国のほうが税制改正の中で盛り込んできたものでございます。具体的には、地下に埋める貯水槽であったり、いわゆる透水性の舗装ですね、そういったものにかかる固定資産税の償却資産について、課税標準の3分の1にしようという内容になっているものでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先ほど部長の説明の中では、斑鳩町内では対象はないということでしたけれども、イメージとして、大きい都市で大型のものをつくられるのか、それか今後町内でもこういう施設の設置が想定されるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 基準につきましては、県のほうで認定を受けた事業者様が設置される施設となっております、省令等で今後定められていくというふうに聞いているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第5号に関する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認されました。

次に、日程5. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第9号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

斑鳩町長 中西 和 夫

本条例は、先の承認第5号と同様に、地方税法等の一部改正により、令和3年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものです。

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いまして、ご説明いたします。

はじめに、1. 主な改正内容です。(1) 土地に係る負担調整措置の継続等として、現行の負担調整措置について、令和5年度まで3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じます。

次に、(2) その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法等の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものです。

最後に、2. 施行期日です。本条例は、令和3年4月1日から施行します。

以上が、改正内容でございます。

なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第6号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、満場一致で承認されました。

次に、日程6. 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

- 住民生活部長（加藤恵三君） それでは、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第10号

専決処分書

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、条例の改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の斑鳩町介護保険条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置について、令和3年度においても継続して実施することとされたことから、令和3年3月31日付で専決処分させていただきましたものでございます

その主な改正内容につきましては、保険料減免対象納期限につきまして、現行、令和3年3月31日までを令和4年3月31日まで延長するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申しあげます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第7号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第7号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号については、満場一致で承認されました。

次に、日程7. 承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）を議題とします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第8号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第16号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第16号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第11号

専決処分書

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第16号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正です。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第3目 衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種の実施にあたり、国が構築したワクチン接種記録システムを使用する必要があるため、これに必要な健康管理システムの改修費用に対し、補助金が交付されることから、100万円を増額補正させていただいたものです。次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、令和2年9月11日に発生した、幸前1丁目地内での公用車による事故に係る令和2年度の対人賠償金概算払い分として、自動車損害共済金36万円を増額補正させていただいたものでございます。

8ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正です。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、歳入で申しあげた、交通事故に係る賠償金36万円を増額補正させていただいたものです。第2目 感染症予防費では、歳入で申しあげた、健康管理システム改修業務委託料100万円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正です。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、タブレット端末や工事資材が供給不足で調達が遅れたことなどにより、本年度会計において完了させることができない事業

について、3ページから4ページにかけて、役場庁舎等オンライン会議・相談等端末導入事業のほか7事業、合計4,083万7千円を追加させていただいたものです。また、4ページの新型コロナウイルス感染症予防接種実施事業について、繰越金額を483万1千円に変更させていただいたものです。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13,150,447千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第8号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第8号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号については、満場一致で承認されました。

次に、日程8. 承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、承認第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤恵三君) それでは、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第9号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第12号

専決処分書

令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算の内容につきましては、地域包括支援センターオンライン会議・相談等端末導入事業について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、タブレット端末が供給不足で調達が遅れたことなどにより、本年度会計において完了させることができないこと

から、繰越明許費の予算措置を行うため、令和3年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

それでは、令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算書によりまして説明をさせていただきます。3ページをお開きいただけますでしょうか。第1表 繰越明許費、第4款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業・任意事業費、事業名 地域包括支援センターオンライン会議・相談等端末導入事業、金額は117万7千円でございます。

それでは、1ページにお戻りをいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年3月31日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）につきましてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第9号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第9号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号については、満場一致で承認されました。

次に、日程9. 報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

北住民生活次長。

○住民生活部次長(北典子君) それでは、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第6号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第13号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月1日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種を実施していくにあたり、必要な体制整備や接種に要する費用の計上と、これに係る国庫支出金の受け入れにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月1日付けで専決処分させてい

ただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。

はじめに歳入予算についてです。第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第4目 衛生費国庫負担金で、ワクチン接種のための基本的な必要経費に対して、負担金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金5,524万3千円を増額補正させていただいたものです。次に、第2項 国庫補助金、第3目 衛生費国庫補助金では、ワクチン接種のための、その他の運営等に必要な経費について、補助金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金7,725万7千円を増額補正させていただいたものです。

6ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、ワクチン接種のために必要な人件費として2,276万2千円を増額補正させていただいたものです。その主な内容としましては、会計年度任用職員の雇用に係る経費や、一般職員の時間外勤務手当となっています。

7ページにかけての第2目 感染症予防費では、ワクチン接種のために必要な物件費として、1億973万8千円を増額補正させていただいたものです。その主な内容としましては、第10節 需用費で、接種業務の衛生用品等の消耗品費、および接種券や予診票等の印刷製本費、第11節 役務費で接種券等の郵送料、第12節 委託料で、ワクチン接種にかかる薬剤師会や医師会への経費、また会場までの移動支援に係る経費や会場の設営、第18節 負担金補助及び交付金で、ワクチン接種に係る医師会への接種負担金となっております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,552,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月1日 専決

以上で、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。
12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こちらにつきましては、専決処分ということで、すでに準備も含めて予算の執行が始まっているというふうに思います。先日も保健センターのほうに行かせていただくと、ちょうど準備の真っ最中でして、これから接種が始まっていくということだと思んですが、とにかく住民さんからですね、今どうなっているということをはっきりなしに聞かれるんです。町としては4月1日の広報にこういう形で今後のスケジュール、もう入れていただいていると思うんですが、今回この機会にですね、ちょっと今現状がどうなっているのか、そういう点について確認をさせていただきたいなと思いますので、わかる範囲で構いませんので、おしえていただけますか。

○議長（坂口徹君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） ワクチンの供給量を見ながらですね、こちらの予防接種の接種券につきましては、現在90歳以上の方には4月15日に、85歳以上の方には4月22日に発送いたしましたところ。5月7日現在で、85歳以上の方の申し込み状況につきましては約63%で、接種を希望された方に対しましては、接種していただけるようご案内をしているところでございます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、63%ということで回答をいただきましたけど、だいたい町のほうの見込みというか、先日案内していただいたスケジュールどおりに進んでいるのか、町民の皆さん自分のところになかなか来ないというのを心配しておられて、今後のスケジュールも、できるだけ現状とともに情報提供してほしいなというふうに思うんですけども、その辺のあわせてちょっと今後の見通しですね、教えていただけますか。

○議長（坂口徹君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらの接種率に関しましては、補正予算の中では、70%を見込んでの補正を今させていただいているところです。こちらの70%といたしますが、やはり感染を防ぐという意味で、集団免疫をつけていくためには、70%程度が必要であるというふうなことを言われておりますので、目標は70%というところで

今、見込んでいるところです。あと、今後の状況ですが、今現在5月15日から集団接種を実施していく予定にしておりますけれども、やはり集団接種の体制ですとか、あとワクチンの確保の状況を見ながら、今後の接種券の発送につきましては、やはり発送時期ですとか、接種券を発送させていただく年齢の方に対しましては、少し細かく分けながら発送していく必要があるというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） まあ、そうしたところですね、町の考え方として今後どういうふうにしようとしているのかということと、やはりスケジュールどおりいっているのか、それともちょっと予定が変わってくるのか、その辺も含めて住民の皆さんにやはり情報提供をしていきながら、進めていっていただきたいと思いますので、その辺についてはよろしく願いをしておきます。以上です。

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第6号に関する質疑を終結いたします。

報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

次に、日程10．報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）および、日程11．報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号及び報告第8号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）につきまして、一括してご説明を申しあげます。

はじめに、報告第7号でございます。議案書を朗読いたします。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第14号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月17日

斑鳩町長 中西和夫

続きまして3枚目でございます。

損害賠償の額の決定についてでございます。

損害賠償の額の決定について

環境対策事務の一環で株式会社クックワン駐車場から国道25号へ出る際に、左右確認が不十分であったため、右側から来ている車両と接触した事故による人身に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 794,726円
2. 損害賠償の相手方 大阪府東大阪市花園本町1丁目4-20
コートイレブン103号室
竹村 俊輝

本件につきましては、去る令和2年9月15日に開催の厚生常任委員会におきまして、あらかじめご報告をいたしたものでございますが、去る令和2年9月11日午後2時5分ごろ、斑鳩町幸前1丁目地内の駐車場から国道25号へ右折進入する際、国道25号を東進しておりました、東大阪市の和弘運輸所属のトラックと接触するという事故が発

生いたしたものでございます。当日、事務に従事しておりましたのは、環境対策課の高橋卓寛であり、左右確認が不十分であったことが原因と考えております。

この事故によります人身に係る損害賠償といたしまして、相手方運転手の竹村俊輝氏に79万4,726円を支払うことで、人身に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和3年4月17日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

続きまして、報告第8号についてでございます。議案書を朗読をさせていただきます。

報告第8号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第15号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月17日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほど報告第7号の損害賠償の額の決定について、専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償の支払いのための補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ95億5,293万5千円とするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。

5 ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入予算の補正でございます。第 2 1 款 諸収入、第 5 項 雑入、第 5 目 雑入でございます。自動車損害共済金といたしまして 4 3 万 5 千円を増額補正いたしましたものでございます。

次に、6 ページでございます。歳出予算の補正でございます。第 4 款 衛生費、第 1 項 保健衛生費、第 1 目 保健衛生総務費で、補償補填及び賠償金として 4 3 万 5 千円を増額補正いたしましたものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。

予算総則を朗読させていただきます。

令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9, 5 5 2, 9 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 1 7 日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

今後、このような事故が起こすことがないように、一層、注意してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、報告第 7 号及び第 8 号の報告につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご了承賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）および、報告第 8 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）について）を終わります。

ここで、副議長と交替いたしますので、暫時休憩いたします。

（ 午前 1 0 時 3 4 分 休憩 ）

（ 午前 1 0 時 3 5 分 再開 ）

○副議長（奥村容子君） 再開いたします。

ただいま、坂口議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程 1 として、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(奥村容子君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職許可についてを日程に追加し、追加日程 1 として、日程の順序を変更し、先に審議することと決しました。

それでは、追加日程 1. 議長辞職許可についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、坂口議員の退場を求めます。

(坂口議員 退場)

○副議長(奥村容子君) 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

佐谷議会事務局長。

○議会事務局長(佐谷容子君) 朗読いたします。

辞職願

私は、このたび議会の申し合わせにより、議長の職を辞したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可くださるようお願いいたします。

令和 3 年 5 月 1 0 日

斑鳩町議会議長 坂口 徹

斑鳩町議会副議長 奥村 容子 様

以上でございます。

○副議長(奥村容子君) お諮りします。

議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(奥村容子君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職については、満場一致で許可されました。

坂口議員の入場を求めます。

(坂口議員 着席)

○副議長(奥村容子君) 坂口議員にお知らせをいたします。ただいま議題とされました

議長辞職許可については、満場一致で許可されました。

議長の辞職の挨拶をお受けをいたします。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） それでは、議長辞職にあたりましてご挨拶申し上げます。

平成31年の改選から2年間、議長の要職を務めさせていただきました。ここ1年は新型コロナウイルス感染症拡大という、今まで経験したことのないような状況にありましたけども、なんとか無事、議長の職を終わることができました。これも、議員皆様方、また理事者皆様方のご協力、ご理解をいただいたおかげということを感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後は一議員といたしまして、町政発展のため、また頑張ったいというふうにご考えておりますので、また皆様方のご指導いただきますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（奥村容子君） 坂口議員におかれましては、議長として議会運営にご尽力いただきましたこと、ここに副議長として、議会を代表して感謝を申し上げます。

大変にありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長選挙についてを日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（奥村容子君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、先に議題とすることと決しました。

暫時休憩いたします。

（ 午前10時40分 休憩 ）

（ 午前10時50分 再開 ）

○副議長（奥村容子君） 再開します。

それでは、追加日程2．議長選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

議長選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖をいたします。

（ 議場閉鎖 ）

○副議長（奥村容子君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番、中川議員、4番、小城議員を指名をいたします。両議員には、よろしく願いをいたします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○副議長(奥村容子君) 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配布漏れなし)

○副議長(奥村容子君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

(投票箱点検)

○副議長(奥村容子君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いをいたします。

(投票)

○副議長(奥村容子君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○副議長(奥村容子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

中川議員、小城議員の立会いをお願いをいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長(奥村容子君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票9票、無効投票4票。有効投票のうち、伴議員7票、濱議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、伴議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○副議長(奥村容子君) ただいま議長に当選されました伴議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

伴議員より、当選の承諾及び就任の挨拶をお願いをいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） ただいま、皆さんの推挙により当選させていただきました。非常に身の引き締まる思いで今おります。今後は斑鳩町住民の福祉の向上を行っていきたく私は思います。そのためには、皆様のご協力、ご指導がなかったら叶いません。

ひとつ今後ともよろしくお願いいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

○副議長（奥村容子君） ありがとうございます。議長に議長席にお着き願うこといたします。

議長と交替のため、暫時休憩をいたします。

（ 午前 11 時 01 分 休憩 ）

（ 午前 11 時 02 分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

ただいま、奥村副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程3として、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職許可についてを日程に追加し、追加日程3として、日程の順序を変更し、先に審議することと決しました。

それでは、追加日程3．副議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、奥村議員の退場を求めます。

（ 奥村議員 退場 ）

○議長（伴吉晴君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

佐谷議会事務局長。

○議会事務局長（佐谷容子君） 朗読いたします。

辞職願

私はこのたび、議会の申し合わせにより、副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

令和3年5月10日

斑鳩町議会副議長 奥村 容子

斑鳩町議会議長 様

以上でございます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職については、満場一致で許可されました。

奥村議員の入場を求めます。

（ 奥村議員 着席 ）

○議長（伴吉晴君） 奥村議員にお知らせします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可されました。

副議長辞職の挨拶をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 2年間に渡り、副議長として皆様に大変お世話になり本当にありがとうございました。無事に務めさせていただくことができましたのも、議員の皆様、理事者の皆様にお支えいただいたからこそと心から感謝と御礼を申し上げます。

これからも住民の皆様のため、議会活動、福祉の充実に取り組んでまいりたいと思います。今後ともよろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 奥村議員におかれましては、副議長として議会運営にご尽力いただきましたこと、ここに厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程4として、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程4として、日程の順序を変更し、先に議題とすることと決しました。

それでは、追加日程4、副議長選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

副議長選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(伴吉晴君) ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、6番、大森議員、7番、嶋田議員を指名します。両議員には、よろしくお願ひします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長(伴吉晴君) 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配布漏れなし)

○議長(伴吉晴君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伴吉晴君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(伴吉晴君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○議長(伴吉晴君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。大森議員、嶋田議員の立会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(伴吉晴君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票13票、無効投票0票。

有効投票のうち、嶋田議員7票、木澤議員6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、嶋田議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長(伴吉晴君) ただいま副議長に当選されました嶋田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

嶋田議員より、当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

7番、嶋田議員。

- 7番（嶋田善行君） ただいま、議員皆様のご推挙をいただきまして、副議長の職に就かせていただきました。私自身浅学非才の身ではありますが、伴議長を補佐し、斑鳩町民の福祉の向上、また斑鳩町議会発展のために力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、議員皆様のご協力よろしくをお願いいたします。また、理事者の皆様にもご協力よろしくをお願いいたします。

- 議長（伴吉晴君） ありがとうございます。

次に、日程12．常任委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩いたします。

（ 午前 11時17分 休憩 ）

（ 午後 0時05分 再開 ）

- 議長（伴吉晴君） 再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会委員に、小城議員、大森議員、井上議員、横田議員、坂口議員、木澤議員。厚生常任委員会委員に、溝部議員、齋藤議員、中川議員、小城議員、大森議員、濱議員。建設水道常任委員会委員に、齋藤議員、中川議員、嶋田議員、井上議員、木澤議員、奥村議員。広報発行常任委員会委員に、溝部議員、嶋田議員、横田議員、坂口議員、濱議員、奥村議員をそれぞれ指名します。

日程12．常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することと決定いたしました。

各委員会委員の皆様には、よろしくをお願いいたします。

次に、日程13．議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましても、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

議会運営委員会委員に、溝部議員、齋藤議員、小城議員、嶋田議員、横田議員、木澤議員、奥村議員を指名します。

日程 1 3. 議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり委員を選任することと決定いたしました。委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

次に、日程 1 4. 議長報告について、ただいまから議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告させます。

佐谷議会事務局長。

○議会事務局長（佐谷容子君） それでは、報告いたします。

はじめに、（1）常任委員会正副委員長互選結果についてであります。

総務常任委員会委員長に坂口議員、副委員長に小城議員。厚生常任委員会委員長に齋藤議員、副委員長に大森議員。建設水道常任委員会委員長に奥村議員、副委員長に齋藤議員。広報発行常任委員会委員長に坂口議員、副委員長に横田議員であります。

次に、（2）議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。

議会運営委員会委員長に木澤議員、副委員長に溝部議員であります。

以上でございます。

○議長（伴吉晴君） ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。

議員皆様には、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和 3 年第 2 回町議会臨時会の閉会にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日は令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 3 号)についてなど、9 議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして深く感謝を申し上げますとともに、お礼を申し上げます。

また、本日は今後の議会運営に関わります、正副議長をはじめ、各常任委員会等の委員をご選任いただきありがとうございました。

議長・副議長・各常任委員の皆様におかれましては、なにとぞよろしくお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急拡大するなか、4月25日に大阪府、兵庫県、京都府など、緊急事態宣言が発令され、その期間が今月末まで延長されたところであります。奈良県においても連日多数の新規感染者が報告されており、社会経済への影響は非常に大きなものとなっており、先行きが見通せない、このような状況下で、住民皆様方の安全と安心を守るため、ワクチン接種をはじめとする、諸施策に全力で取り組んでまいり所存でありますので、今後ともなお一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願いを申しあげまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、令和3年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

（午後0時09分 閉会）